

2012～2014年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ

2018年12月5日に、経済産業省により事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向けた新たな対応について方針が決定されました。<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/20181205004.html>

つきましては、当社への系統連系工事着工申込書のご提出について、お知らせいたします。

1 本お知らせの対象

2012～2014年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結、または同日までに旧一般電気事業者から接続の同意を得ており、かつ、後述3のご提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始しない発電事業者さま

※当該改正により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

2 受付開始日

2019年1月11日(金)

3 従来の調達価格の適用を希望される場合のご提出期限

(1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2019年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも**2019年2月1日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。**

当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介して提出していただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。

(2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2019年9月30日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも**2019年8月末〔予定(経済産業省より後日公表)〕までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。**

当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介して提出していただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。

(3) 条例アセス対象の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも**2020年2月末〔予定(経済産業省より後日公表)〕までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。**

当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介して提出していただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。

4 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い（2MW 以上）

上記1の対象のうち、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定を適用しないこととする旨の例外措置が設けられています。具体的な内容及び適用対象につきましては12月5日付「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について(修正点の概要)」(<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/1812005004-2.pdf>)をご確認ください。当該例外措置を希望する場合、上記3のご提出期限までに系統工事着工申込書に加え、各地方経済産業局から通知される適用除外確認書の写しをあわせて提出いただく必要がございます。適用除外確認書の取得方法につきましては、経済産業省の御案内をご確認ください。

5 ご提出方法

太陽光発電設備の設置場所が所在する「管轄配電事業所 託送受付係宛」に郵送(書留・レターパック)でご提出ください。なお、不備がないことを確認した上で、後日、当社より受領日をお知らせするために受領印押印後の書類の写しを返却いたしますので、必ず返信用封筒(切手貼付済、送付先住所および宛先記載済みのもの)を同封ください。

6 留意事項

- (1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、当社がその内容に不備がないのを確認したことを指します。3のご提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および請求済の工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書を提出していただくこととなりますので、申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

3のご提出期限を過ぎてから系統連系工事着工申込書をご提出された場合や、改めて提出していただいた日が、ご提出期限を超えている場合は、従来の調達価格を受けるための受領期限までの受領が保証できませんので、できるだけ早期にご提出ください。

なお、事業承継等で、お客さま(発電事業者さま)の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きをお願いいたします。

- (2) 系統連系工事着工申込書の受領後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を弊社へ提出いただく必要がございます。この時、調達価格は、改めて提出いただいた系統連系工事着工申込書の受領日より判定されますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、3のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- (4) 当社は、系統連系工事着工申込書の受領後、改めて系統連系に係る技術検討等を実施いたします。なお、低圧敷地分割、高圧、特別高圧案件の運転開始予定日につきましては、技術検討実施後に確定いたしますので、受領日の連絡とは別に後日お知らせいたします。
- (5) 低圧敷地分割案件の場合当社へ申し込まれたご契約単位で系統連系工事着工申込書が必要となります。
- (6) 当社は、運転開始予定日を回答後に当社系統連系工事を開始するため、工事中断の申し出や工事完了後に取下げをされた場合は、工事中断で発生した損害および取下げによる現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。